

国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学印章規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																
<p>(定義) 第2条 本学の法人印は、次の各号のとおり分類する。 (1)～(2) (略) (3) 会計機関印 本学の学長職名及び会計機関の職名を刻印した法人印で、その種類及び管守責任者は、別表第3のとおりとする。 (4) (略)</p> <p>別表第3(第2条第1項第3号関係)</p> <table border="1" data-bbox="176 592 999 791"> <thead> <tr> <th>会計機関印の種類</th> <th>管守責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人東京農工大学学長の印 財産管理役</td> <td>財務部財務課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計機関印の種類	管守責任者	(略)	(略)	国立大学法人東京農工大学学長の印 財産管理役	財務部財務課課長補佐	(略)	(略)	<p>第2条 (略)</p> <p>別表第3(第2条第1項第3号関係)</p> <table border="1" data-bbox="1061 592 1899 756"> <thead> <tr> <th>会計機関印の種類</th> <th>管守責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人東京農工大学学長の印 財産管理役</td> <td>財務部経理調達課長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計機関印の種類	管守責任者	(略)	(略)	国立大学法人東京農工大学学長の印 財産管理役	財務部経理調達課長	(略)	(略)	
会計機関印の種類	管守責任者																	
(略)	(略)																	
国立大学法人東京農工大学学長の印 財産管理役	財務部財務課課長補佐																	
(略)	(略)																	
会計機関印の種類	管守責任者																	
(略)	(略)																	
国立大学法人東京農工大学学長の印 財産管理役	財務部経理調達課長																	
(略)	(略)																	

附 則(24 規程第 44 号)

この規程は、平成 24 年 12 月 17 日から施行する。